

令和 8 年 度 宇部市成長産業ファンドサポート補助金 募 集 要 領



宇部市では、医療・健康、環境・エネルギー及び次世代技術（宇宙産業、DX、バイオなど）に関連する分野を成長産業と位置づけ、産学公金からなる「宇部市成長産業推進協議会」を中心として、成長産業の創出と育成を進めています。

このたび、市内中小企業の事業拡大を支援するため、「令和 8 年度 宇部市成長産業ファンドサポート補助金」を募集しますので、申請を希望される方は、本要領に従い、ご応募ください。

募集期間

令和 8 年 9 月 10 日（木）～ 12 月 11 日（金）まで随時

- 募集要領、事業計画書（様式）は宇部市成長産業推進協議会ウェブサイトの「事業紹介」からダウンロードできます。

<https://www.u-rings.jp/related/>

【目次】

1 補助金の概要	1
(1) 目的	1
(2) 対象分野	1
(3) 補助対象事業者	1
(4) 補助対象事業	2
(5) 補助率／補助限度額	3
(6) 補助対象経費	3
2 募集期間	4
3 提出書類・提出先	4
(1) 提出書類	4
(2) 提出先	5
4 審査	5
(1) 審査方法	5
(2) 審査項目	5
(3) 交付決定又は不交付決定の通知等	5
5 補助金の交付	6
6 補助事業者の責務等	6
(1) 補助事業の交付決定後	6
(2) 交付決定の取消等	7
7 各種手続きのスケジュール（予定）	7
8 問い合わせ先	7

1. 補助金の概要

(1) 目的

成長産業分野における市内中小企業の事業拡大を支援するため、宇部市成長産業ファンドサポート補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、成長産業の育成を進めるとともに、地域に根差した事業展開を促進することで、若者に魅力ある雇用の場の創出を図ることを目的としています。

(2) 対象分野

成長産業分野

- 医療・健康関連
- 環境・エネルギー関連
- 宇宙産業・D X・バイオ等の次世代技術関連

(3) 補助金対象事業者

補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- ① 市内に本店又は本社（主たる事業所）を置き、常時従業者を1名以上配置した

上で、補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）を実施しようとする中小企業者であること。

- ② 補助事業完了後、市内において 5 年以上事業を継続して行う意思があること。
- ③ 宇部市が賦課徴収する市税に滞納がないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

【留意事項】

○ 中小企業者の範囲

「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、法人格を有する者。ただし、次に掲げるみなし大企業については除く。

ア 発行済株式の総額又は出資金額の 2 分の 1 以上が同一の大企業の所有に属している法人

イ 発行済株式の総額又は出資金額の 3 分の 2 以上が複数の大企業の所有に属している法人

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている法人

● 中小企業者（業種別）

主たる事業として営んでいる業種	資本金	従業員
製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業、 情報処理サービス業、及びその他の業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下

(4) 補助対象事業

補助対象事業は、次に掲げる要件を全て満たす事業とします。

- ① 成長産業分野において、ビジネス展開を行う事業であること。
- ② 補助金交付申請日の属する年度において、認定金融機関等(※)から既に出資を受けていること、または認定金融機関等が出資を実行する意向であり、令和 9 年 2 月末日までに出資金が入金される予定であること。

※ 認定金融機関等とは、宇部市が認定した金融機関、ベンチャーキャピタル及びファンドを指します。

【認定金融機関等の一覧】

◆ 認定金融機関 株式会社山口フィナンシャルグループ、株式会社西京銀行

◆ 認定ベンチャーキャピタル 株式会社 YMFG キャピタル

◆ 認定ファンド 西京イノベーション投資事業有限責任組合（無限責任組合員 PE&HR 株式会社）

- ③ 申請年度において、この申請事業に対し、国・県・その他の公的機関からの補助金等の交付を受けないこと。
- ④ 過去 5 年度以内において、本補助金の交付を受けていないこと。ただし、継続申請の場合にあっては、この限りでない。

(5) 補助率／補助限度額

- 補 助 率 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の
1/2 以内
- 補助限度額 認定金融機関等からの申請年度における出資額の 1/2 以内とし、
上限額は 1,000 万円とする。
- 申請回数 1 補助対象事業者当たり 1 回とする。ただし、市長が特に必要と認めた
場合は、1 回を限度に継続申請することができる。なお、この場合において、
2 か年度の補助金交付額の合計は、補助上限額を超えることはできない。

(6) 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業の遂行に直接必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。（※消費税及び地方消費税は補助対象となりません。）

費 目	費目小区分	補助対象経費
人 件 費	人件費	補助事業に従事する者(※)の人件費、手当等 ※ 市内の事業所に勤務する常時従業者を対象とする。 ※ 人件費の割合は、原則、経費全体の 2/3 以内とする。
設 備 費	設備導入費	設備・機器等の購入、リース等に係る経費（据付・保守経費含む。）
	構築物の設置・改修費	構築物の設置、改修等に係る経費
	備品購入費	備品等の購入、リース等に係る経費
事 業 費	謝金	外部専門家等からの指導助言等に対する謝金
	旅費	事業を実施するために必要な旅費
	役務費	事業に必要な通信費、運搬経費等に要する経費
	原材料費	試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費
	使用料及び賃借料	会場等の借料等に要する経費、事務所等の家賃、駐車場代
	委託費	事業の一部を外部に委託する経費 ※ 委託費の割合は、原則、経費全体の 1/2 以内とする。
	外注費	事業に必要な加工等を外注する経費
	光熱水費	事業に係る電気・ガス・水道代等
	販売促進費	宣伝、広告に係る経費
	消耗品費	事業を実施するために必要なもので、備品に属さないもの(※)の購入に要する経費 ※ 使用可能期間が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満（税抜）のもの
	特許出願等経費	日本国特許庁及び外国特許庁への特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願に係る弁理士に要する経費
その他		上記に係る経費以外で特に必要と認められる経費

【留意事項】

- 人件費は、市内事業所に常駐する者であれば、呼称によらず、実態として、当該事業に従事するものの直接作業時間に対する給料その他手当として支払われるものを対象とします。
- 人件費の割合は、原則、経費全体の 2/3 以内、また、委託費の割合は、原則、経費全体の 1/2 以内とします。これを超えて計上する場合は、交付申請書様式の事業計画書（別紙 1）にその理由を記載してください。
- その他補助対象とならない経費の例
 - ・ 交付決定日前に発生した経費や事業終了日までに支払が完了していない経費
 - ・ 租税公課や、飲食等に係る経費
 - ・ 補助事業に係る帳簿類や、見積から支出までの証拠書類が不備の経費
- 地域経済の振興等の観点から、市内事業者に優先的に発注するよう努めてください。

2. 募集期間

令和 8 年 9 月 10 日（木） ～ 12 月 11 日（金）まで

- ・ 持参する場合の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）9:00～16:30
- ・ 原則、開封確認を設定の上、電子メールにてご提出ください。それ以外の方法による場合には、別途ご相談ください。
- ・ 予算上限に到達した場合には、募集期間内であっても募集を終了します。

3. 提出書類・提出先

(1) 提出書類

- 交付申請書 提出部数：各 1 部（電子データ）
 - （内訳）① 申請書（様式第 1 号）
 - ② 事業計画書（別紙 1）
 - ③ 事業収支計画書（別紙 2）
 - ④ 誓約書（別紙 3）
 - ⑤ 出資意向確認書（別紙 4）又は宇部市成長産業ファンドサポート補助金出資報告書（様式第 8 号）
 - ⑥ 直近 1 期分の決算報告書（勘定科目明細含む。）
※法人設立 1 年未満など、決算期が未到来の場合は不要
 - ⑦ 出資を受けるに当たり出資元に提出した事業計画書の写し
- 添 付 書 類 提出部数：1 部
 - ・ 宇部市が賦課徴収する市税に滞納がないことの証明書（発行日から 3 月以内のもの）（原本を提出。郵送または持参してください。）

【留意事項】

- ・ 提出書類のほかに必要に応じて資料の提出や説明を求めることがあります。
- ・ 提出された書類は、返却できませんので、ご了承ください。
- ・ 事業計画書の枚数制限はありませんので、様式の各項目欄を広げて記載してください。

(2) 提出先

宇部市 産業経済部 成長産業創出課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

電話番号：0836-34-8531 メールアドレス：sss@city.ube.yamaguchi.jp

4. 審査

(1) 審査方法

市が設置する審査委員会において、事業計画書等を基に書面審査を行います。

審査期間中、審査委員から質問が出た場合は、随時ご回答いただきます。

審査委員会の審査結果を踏まえ、市が予算の範囲内で補助事業、補助金額を決定します。

(2) 審査項目

主な審査項目は以下のとおりです。

●事業体制、内容

- ・事業を実施していく上で十分な体制となっているか。
- ・本市の成長産業の創出に資する事業内容となっているか。

●事業の特徴

事業の新規性、先進性等を踏まえたサービス等のビジネス展開となっているか。市場性、成長性を的確に把握しているか。

●事業の安定性

- ・認定金融機関等からの資金調達額及びその調達時期のほか、認定金融機関等から提供されるハンズオン支援策により安定的な事業成長が見込めるか。
- ・エグジティブプランについての考え方・見通しが明確になっているか。

●事業実施による事業効果、波及効果

- ・関連産業への波及、地域社会への貢献等が見込めるか。
- ・事業展開（ビジネス展開）による新規雇用・雇用の場の創出への貢献が見込まれるか。

●事業収支計画

売上高、売上原価等の根拠や販売戦略等の考え方が明確になっているか。

(3) 交付決定又は不交付決定の通知等

審査会終了後、速やかに通知する予定です。

なお、交付決定事業は事業テーマ、申請者、事業概要を公表します。

5. 補助金の交付

審査の結果、事業の内容、実施体制等に関し、条件を付したり、予算の都合等により補助金交付申請額から減額されて交付決定される場合があります。

補助金の支払いは、補助事業完了後の精算払いとします。

6. 補助事業者の責務等

補助事業者は、当該補助金の交付目的等に従って誠実に事業を実施しなければなりません。補助事業の実施にあたっては、交付決定通知書に記された交付条件並びに以下の義務事項を遵守し、善良な管理者の注意をもって事業を遂行する必要があります。

(1) 補助事業の交付決定後

当該補助金の交付決定を受けた場合は、次の義務事項を遵守しなければなりません。

- ① 補助事業の内容の変更をする場合は、事前に市長の承認を受けること。（軽微な変更を除く。）
- ② 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に市長の承認を受けること。
- ③ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市に報告して指示を受けること。
- ④ 補助事業の進捗状況等を確認するために市が報告を求めた場合は、遅滞なく報告すること。
また、必要に応じて市が実地検査を行う場合は、これに協力すること。
- ⑤ 補助対象経費の配分について、各費目につき 30 パーセントを超える変更をする場合は、事前に市長の承認を受けること。
- ⑥ 補助事業を完了した場合は、次のいずれか早い日までに事業実績を市に報告すること。
 - ・ 補助事業を完了した日から起算して 30 日を経過した日
 - ・ 令和 9 年 2 月末日
- ⑦ 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日まで保存すること。
- ⑧ 補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等の財産については、補助事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図ること。
また、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の財産については、取得財産ごとの法定耐用年数を経過する前に当該財産を処分する必要があるときは、事前に市長の承認を受け、また、財産処分によって得た収入の一部を市に納付すること。
- ⑨ 補助事業の完了した日の属する年度の終了後から 5 年間は毎年 4 月 20 日までに当該補助事業に係る過去 1 年間の事業化に向けた活動状況などについて、市長に報告すること。また、補助事業に関係する調査に協力すること。

(2) 交付決定の取消等

次に掲げる場合は、交付の決定を取り消すとともに、補助金の返還を求める場合があります。

- ① 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- ② 補助事業の中止届の提出があったとき。
- ③ 実質的に同一内容の事業について、当該補助金と他の公的補助金を重複して受けたとき。
- ④ 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- ⑤ この要綱又は補助金の交付決定等の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- ⑥ 補助事業終了後 5 年以内に、事業所を他市町村へ移転したとき又は正当な理由なく事業を休止し、若しくは廃止したとき。
- ⑦ その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

7. 各種手続きのスケジュール（予定）

日 時	市	補助事業申請者
～12/11 (随時)		補助金交付申請書の提出
	申請書の審査	審査委員からの質問への回答
審査後速やかに	審査結果の通知	
		補助事業開始
2 月末		実績報告書の提出
3 月上旬	完了検査	
3 月中旬		補助金請求書の提出
3 月下旬	補助金の支払	

- 必要に応じて補助事業期間中に実地調査等を行う場合があります。

8. 問い合わせ先

宇部市 産業経済部 成長産業創出課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号

電話番号：0836-34-8531 メールアドレス：sss@city.ube.yamaguchi.jp